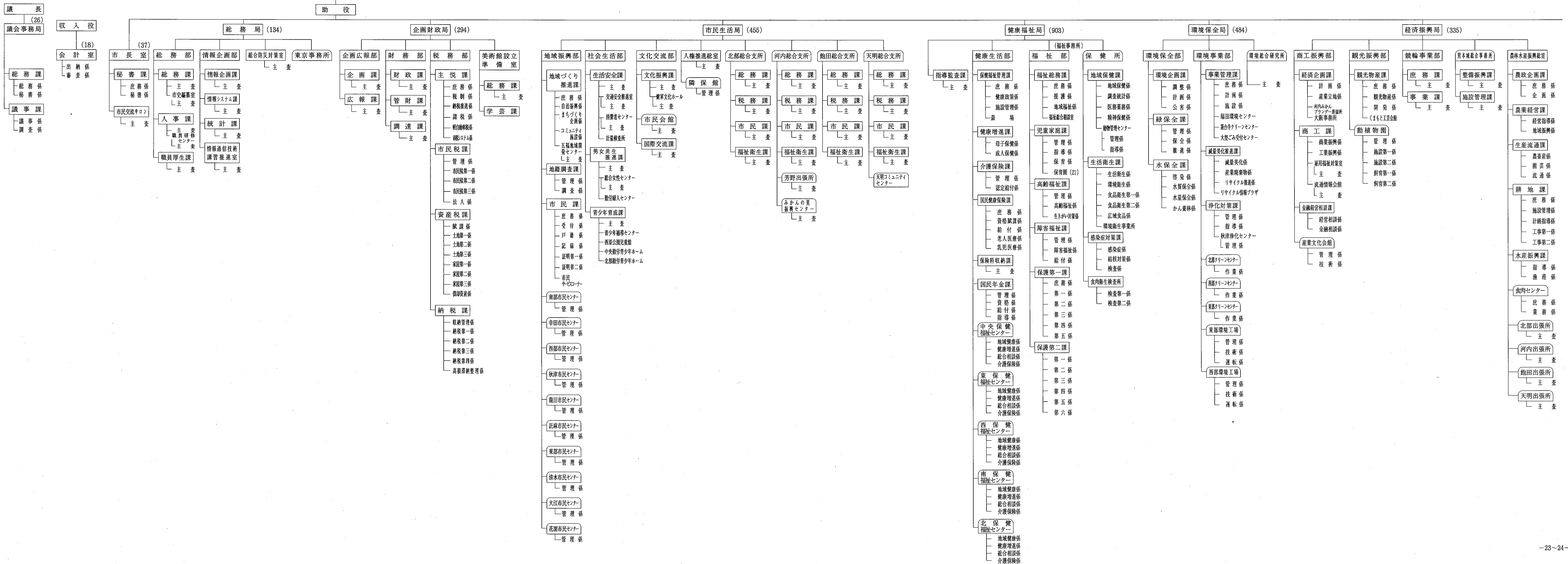


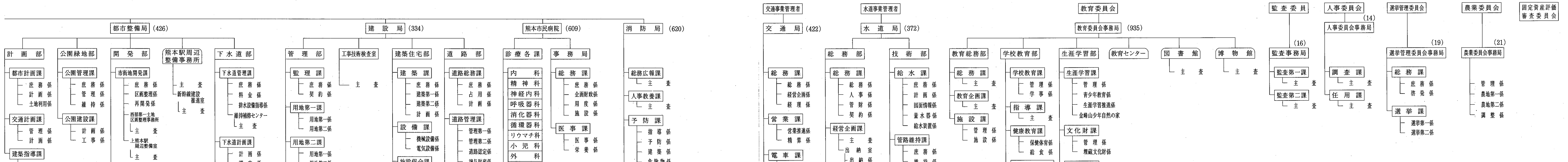
# 総務

1	行政機構図	23
2	歴代市長	27
3	名誉市民	28
4	職員数	30
5	給与	30
6	職員研修	34
7	人事委員会	36
8	基本構想	38
9	行政改革	43
10	広報	44
11	市民交流サロン	46
12	財政	49
13	市税	54
14	情報化推進	57
15	情報公開・個人情報保護・統計	62
16	総合防災計画	65
17	選挙	68
18	土地開発公社	72
19	土地開発基金	73
20	熊本市美術館の建設	73
21	市庁舎概要	75



1 熊本市機構図 (平成13年5月1日現在)  
各局現員数 ( )





	局相当	部相当	課相当	かい等	係相当	備考
議会事務局	1		2		4	
会計室		1			2	
市長室		1	2		2	
総務局	1	4	7	2		共済組合事務局を除く
企画財政局	1	4	11		25	
市民生活局	1	8	20	30	24	
健康福祉局	1	3	22	4	76	保育園(21)を除く
環境保全局	1	3	11	5	28	
経済振興局	1	5	16	9	32	
都市整備局	1	5	15	5	44	
建設局	1	4	15	5	41	
市民病院	1	1	3	1	7	診療各科、看護部、芳野診療所、産院の診療科を除く
消防局	1		8	11	54	係に消防署の出張所(15)を含む
市長事務部局計	10	38	130	72	333	
交通局	1		5	3	11	
水道局	1	2	9	2	37	
教委事務局	1	6	25	2	16	学校、共同調理場を除く
監査事務局		1	2			
人事事務局	1		2			
選挙事務局		1	2		4	
農委事務局		1			4	
総計	15	50	177	79	411	

## 2 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	◇26. 9.15	◇30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	◇21. 6.14	◇23. 2. 9
3	辛島 格	◇30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	◇23. 4. 7	◇27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	◇ 3.10.10	16	林田 正治	◇27. 3.20	◇31. 2.23
5	依田 昌兮	◇ 4. 1.14	◇ 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	◇31. 3.16	◇38. 1. 4
6	佐柳 藤太	◇ 6.11.20	◇10.11.19	19・20	石坂 繁	◇38. 2.15	◇45.11.26
7	高橋 守雄	◇11. 1.19	◇14. 7.13	21~24	星子 敏雄	◇45.12.20	◇61.12. 6
8	辛島 知己	◇14. 9.14	昭 4. 7. 4	25・26	田尻 靖幹	◇61.12. 7	平 6.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	◇ 9. 4.17	27	三角 保之	平 6.12. 7	◇10.12. 6
10	山隈 康	◇ 9. 5.14	◇17. 5.13	28	三角 保之	◇10.12. 7	在任中
11	平野 龍起	◇17. 6.25	◇20. 8.10				

総務

### 3 名 誉 市 民

(平13. 8. 1現在)

とくとみ いちろう そほう  
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。県近代文化功労者。

勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

たかはしもりお  
高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

ほそかわもりたつ  
細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

ふくだれいじゅ  
福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

うのてつと  
宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

かたやまくまじ なんぶう  
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう ぜざん  
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があつ

た。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむら はまこ ていじよ  
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

#### 4 職 員 数

(平13. 4. 1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,012
議 会 事 務 局	28	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	19
監 査 事 務 局	17	16
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 学 校 そ の 他 の 教 育 機 関	1,040	935
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	620
農 業 委 員 会 事 務 局	27	21
交 通 局	499	422
水 道 局	407	372
計	6,800	6,457

#### 5 給 与

##### (1) 局別職員給料

(平13. 4. 1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額			平均年齢	平均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	656,300円	145,400円	350,519円	40歳 7月	17年 5月
議 会 事 務 局	567,500	172,800	354,412	40 10	16 11
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	530,600	190,100	384,768	45 0	22 7
監 査 事 務 局	520,000	264,300	396,231	44 6	21 8
教 育 委 員 会 事 務 局	553,800	172,300	383,265	44 5	17 9
人 事 委 員 会 事 務 局	567,500	214,600	367,400	41 2	18 6
消 防 局	581,900	155,700	355,050	40 3	19 6
農 業 委 員 会 事 務 局	525,600	196,000	370,781	43 2	20 4
交 通 局	520,000	155,700	302,095	41 5	14 5
水 道 局	562,700	150,400	356,142	41 1	19 1
全 体	656,300	145,400	353,187	41 3	17 7



(2) 初任給基準

(平13. 4. 1現在)

区分	職種	試験		学歴免許等	初任給		
					級	号給	金額
一般職員給料表	一 般	正規の試験	上級職		2	4	178,500 円
			初級職		1	4	145,400
	保育士		短大卒	1	6	155,700	
	獣医師		新大6卒	2	7	196,000	
	薬剤師		大学卒	2	4	178,500	
	栄養士		大学卒	2	4	178,500	
	保健婦(士)		短大卒	2	2	167,200	
	助産婦		大学卒	2	4	178,500	
	看護婦(士)		短大3卒	2	3	172,800	
			短大3卒	1	8	166,700	
	診療放射線技師		短大2卒	1	7	161,200	
		臨床検査技師		大学卒	1	9	172,300
	歯科衛生士		短大3卒	1	8	166,700	
			短大2卒	1	7	161,200	
	理学療法士		新高4卒	1	6	155,700	
		視能訓練士		短大3卒	1	8	166,700
	臨床工学技士		短大3卒	1	8	166,700	
		学芸員		大学卒	1	9	172,300
	その他			短大3卒	1	8	166,700
				大学卒	2	4	178,500
			短大卒	1	6	155,700	
			高校卒	1	4	145,400	
			中学卒	1	1	131,400	
消防職員給料表	上級消防職	正規の試験	上級職		1	9	189,600
	初級消防職		初級職		1	3	155,700
医療職員給料表	医歯科医師		博士課程修了	1	8	333,100	
			新大6卒	1	2	241,900	
教育職給料表(一)	教養教諭員		博士課程修了	2	9	262,000	
			修士課程修了	2	5	217,900	
			大学卒	2	2	195,300	
	講養助実習助教助諭手		短大卒	1	4	164,400	
			大学卒	1	7	191,800	
			短大卒	1	4	164,400	
			高校卒	1	2	150,600	
教育職給料表(二)	教諭		博士課程修了	2	12	262,000	
			修士課程修了	2	8	217,900	
			大学卒	2	5	195,300	
	講助教諭		短大卒	2	2	166,600	
			大学卒	1	7	191,800	
			短大卒	1	4	164,400	
			高校卒	1	2	150,600	

総務

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	適 用 年 月 日	改正前給料月額	適用年月日
市 長	1,178,000円	平10. 4. 1	1,159,000円	平 8. 4. 1
助 役	920,000	〃	905,000	〃
収 入 役	826,000	〃	813,000	〃
常勤監査委員	716,000	〃	705,000	〃
企業管理者	728,000	〃	717,000	〃
教 育 長	728,000	〃	571,600	〃

区 分		現行報酬額	適用年月日	改正前報酬額	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 146,000円	平10. 4. 1	144,000円	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 89,000	〃	88,000	〃
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 139,000	〃	137,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 72,000	〃	70,000	平 8. 4. 1
人事委員会	委 員 長	月 額 167,000	〃	165,000	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 140,000	〃	139,000	〃
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 92,000	〃	90,000	〃
	委 員	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
固定資産評価審査委員会委員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	会 長	月 額 92,000	平10. 4. 1	90,000	平 9. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 56,000	〃	55,000	〃
その他の非常勤の職員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を越えない範囲内で、条例及び規則で定める	平 9. 4. 1	予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4. 1

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜すい))

(平10. 4. 1施行)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜に つき)
1号	市長・助役 ・収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあつ ては上級の運賃、運	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあつ ては中級の運賃、2	円 3,600	円 17,800	円 3,600
2	企業管理者・ 常勤の監査委 員・教育長・8 級及び9級の職 務にある者	賃の等級を設けない 線路にあつてはその 乗車に要する運賃及 び特別車両料金を徴 する客車を運行する	階級に区分する船舶 にあつては上級の運 賃。ただし、鉄道連 絡船にあつては鉄道 運賃に同じ。	3,000	14,800	3,000
3	3級から7級ま での職務にあ る者	ものによる旅行をす る場合には特別車両 料金 (特別車両料金 にあつては、1号区 分の適用を受ける者 に限る。)		2,600	13,100	2,600
4	1級及び2級の 職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第5号) 第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

総務

## 6 職 員 研 修

### (1) 研修受講人員

区分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合計
延人員	266	530	467	203	49	3,336	74	4,925

### (2) 特別研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
政策法務特別研修	所属長、所属長指名の係長級以下の職員	回 —	人 45	日 60	月 7.8.9	法務能力の向上及び条例の策定演習
熊本産学官交流研修	局長推薦職員	—	7	—	H12.5 ～H13.3	異業種交流をすることにより、広い視野を持った人材の育成
管理者研修	ラインの管理者	6	190	2	8.9.11	人材の評価技能、部下指導における面談技術を習得
行政評価研修	各局の政策推進に係る部署の課長推薦の係長級職員	2	24	2	10	事務事業評価ができる人材の育成

### (3) 基本研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
新規採用職員研修	一般行政職及び業務職	回 1	人 53	日 15	月 4	組織人、公務員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的な共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成
	保健婦・看護師・薬剤師	1	16	12	5	
事務・技術職研修第Ⅰ部	吏員昇任後2年目の主事・技師	3	86	2	6	業務改善のためのスキルを習得
事務・技術職研修第Ⅱ部	吏員昇任後7年目の主事・技師	4	151	4	7.8	問題解決能力の向上を図り、活力に満ちた職場作りに貢献することが出来るリーダー的な職員を育成
作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	9	1	11	現場の責任者及び指導者に必要な知識及び技能を深める
係長研修第Ⅰ部	係長級昇任者	3	93	2	5	監督者として業務遂行に必要な知識・技能を修得
課長補佐研修第Ⅰ部	課長補佐昇任者	2	79	1	11	職員が持つべき資質や心構え、職場における課題などを踏まえつつ新任課長補佐として持つべき役割と使命を認識
課長研修第Ⅰ部	課長級昇任者	1	43	1	6	管理者としての責務を認識させ、新総合計画実現に向け第一線で指揮にあたる管理者としての自覚を促す

### (4) 実務研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
行政法研修	全職員	回 1	人 19	日 6 3.5h/1回	月 2.3	基礎的法務能力、論理的思考能力
民法研修	全職員	1	38	8 3.5h/1回	1.2	民法について基本的な理解を深め、法的思考力、法的センスを身につける
接遇研修(集合)	全職員	2	73	2	1	市民対応における基本的な心構え、接遇スキルを習得
パソコン研修	全職員	18	337	1	1.2.3	パソコンの基本的操作法を習得

## (5) 内部講師養成研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
事務技術職研修講師養成研修	吏員研修内部講師	回 2	人 8	日 2	月 5.6	吏員研修講師として必要な基礎的研修理論の修得と指導技術の向上
管理監督者倫理・接遇研修	課長若しくは課長の推薦する職員(課長級、課長補佐)	5	192	1	1	職場における課題を踏まえつつ、市民サービスのあり方と公務員倫理を学び、接遇技法を修得
接遇リーダー養成研修	接遇研修講師	1	3	3×1人 5×3人	12.2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能態度の修得及び能力の向上

## (6) 派遣研修

研修名	場所	人員	期間
海外派遣	短期型	ドイツほか欧州各国	人 20 10日
	滞在型	サンフランシスコ市、サンベルナルディー市ほか	2 13日～61日
自治大 学 校	東京都	2	3カ月～5カ月
国際文化アカデミー	滋賀県大津市	11	3日～31日
市町村アカデミー	千葉市	14	4日～10日

## (7) 職場研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
職場研修	全職場・全職員	回 44	人 3,146	日 1～2	月 4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する
専門職員派遣研修	専門的知識・技能が求められる職場の職員	34	35	2～31	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る
大学研修生・聴講生派遣研修	全職場・全職員	2	2	1(年)	4～3	熊本県立大学大学院、熊本大学大学院に職員を派遣し専門知識を修得させる
先進都市派遣研修	作業長・主任を除く業務職員	15	15	3	9～12	職務に対する意識及び職場におけるモラルの向上
その他職場派遣研修	全職場・全職員	—	138	—	—	熊日経営セミナー 県下11市女子職員研修 その他

## (8) 自主研修

研修名	対象	回数	人員	実施時期	内容
通信教育	全職員	回 —	人 63	月 4～3	自ら学ぶ姿勢を持つ意欲ある職員を援助することにより、自己啓発の促進を図る
ドイツ語研修	全職員	13	11	11～3	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う
職員研修誌	全職員	1	—	8	時代に適応した記事を掲載し、全職員への自己啓発意欲の浸透と市職員としての素養の向上を図る

## 7 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

### (1) 平成12年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数	第 一 次 受験者数 A	第 一 次 合格者数	第 二 次 受験者数	最 終 合格者数 B	倍 率 A/B
上 級 職	事 務 職	人 685	人 489	人 40	人 39	人 22	倍 22.2
免許資格職 (上級職)	薬 剤 師	33	29	4	4	2	14.5
	栄 養 士	56	36	3	3	1	36.0
	保 健 婦(士)	61	51	6	6	3	17.0
〔免許資格職(上級職) 小計〕		150	116	13	13	6	19.3
初 級 職	事 務 職	245	191	28	26	14	13.6
免許資格職 (中級職)	保 育 士	165	140	6	6	3	46.7
	看 護 婦(士)	200	186	40	37	20	9.3
	臨床検査技師	130	110	3	3	1	110.0
	臨床工学技士	42	39	4	4	2	19.5
〔免許資格職(中級職) 小計〕		537	475	53	50	26	18.3
業 務 職	業 務 職	336	290	25	24	12	24.2
消 防 職	初 級 消 防 職	220	191	30	28	15	12.7
運 輸 職	バ ス 技 工	6	6	4	4	2	3.0
《 総 計 》		2,179	1,758	193	184	97	18.1

### (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成12年職種別民間給与実態調査をもとに、平成12年10月10日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

#### ア 職員の状況(平成12年4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
全 職 員	5,665人	367,084円	41歳0月	20年1月
一 般 行 政 職	2,534人	374,889円	41歳6月	20年0月

## イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の170事業所から抽出）

## ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A) - (B)
388,453円	388,047円	406円 (0.10%)
4月遡及改定分の影響（積残し分）		39円 (0.01%)
合	計	445円 (0.11%)

## エ 勧告の内容

諸手当については、民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の状況を考慮して改定すること。

この改定は、平成12年4月1日から実施すること。

## (3) 公平審査

平成12年度には、措置要求事案及び不服申立て事案はなく、係属中の事案もない。

## 8 基本構想

熊本市基本構想（平成12年3月27日議決）

この基本構想は、21世紀における熊本市がめざすまちの姿を描き、これを実現するため、今後進めていくまちづくりの方針を明らかにするものです。また、別に定める基本計画、実施計画と併せて総合的、計画的な市政運営の指針とします。

策定にあたって

本市は、昭和39年に第一次熊本総合計画を策定し、以来、社会の変化に対応するため改定を重ねながら、市民生活の向上と市勢の発展に努めてきました。

しかし、近年、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く情勢は予想をはるかに超えて急速に変化しており、社会や日常の暮らしのあり方そのものが改めて問い直されています。

また、一方では、地方分権や規制緩和に伴い、まちづくりにおける自治体の役割や住民参加についても新たな方向が模索されております。

そこで、このような大きな時代変化に対応するとともに、21世紀という新たな百年における本市の基礎を創る「まちづくりの基本方針」として、この基本構想を策定します。

この構想の目標年次は西暦2010年とし、目標年次における熊本市域の人口は約70万人を想定します。

### 1 まちづくりの理念

まちの主役は私たち市民です。

その一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、最も身近な家族はもとより、生まれ育った地域社会や郷土、さらには、自然や人類への深い愛情を持ちながら、日々健康でいきいきと心豊かに暮らせることが市民生活の理想です。

また、一方では、かけがえのない地球環境を守り次代へ引き継ぐため、環境に負荷をかけない生活へと転換していくことが、今を生きる私たちの責務でもあります。

これからは、このような市民生活の実現に向けて、私たち一人ひとりが、自らの役割を自覚し、責任を果たしながら、まちづくりを進めることが必要です。

そこで、本市では、「人にやさしく、地球にやさしい」を基本理念として、日々の暮らしの中で、このまちに生まれ、このまちに住む、そのしあわせを実感できる「よかひと、よかまち、よか暮らし」づくりを市民総参加で進めます。



## 2 めざすまちの姿

まちづくりの理念に基づき、21世紀において本市がめざすまちの姿を次のとおり設定します。

### よかひと！ よかまち！ よかくらし！ しあわせ実感、夢と活力の「生活首都」

#### “よかひと”とは

未来に向かって自らの可能性を切り拓く主体性を持ち、世代や文化の違いを超えて多様な価値観を受け入れることができる、豊かな感性と深い思いやりにあふれる“ひと”。

そして、自分の夢に挑戦するとともに、地域社会の一員として、また地球市民としてそれぞれの役割と責任を担い、まちづくりや社会貢献に積極的に努める、そんなひとです。

#### “よかまち”とは

水と緑の豊かな自然が息づき、城下町の伝統や「森の都」の景観を活かした落ちつきのある空間の中で、循環を基調とした都市活動が展開されるとともに、質の高い都市サービスが提供され、そこに集う人々の多様な生き方や夢を実現できる活力ある“まち”。

そして、熊本ならではの新たな出会いと交流を通して、様々な産業や個性豊かな文化が創り出され、九州における中枢都市として地域をリードする役割を果たす、そんなまちです。

#### “よかくらし”とは

安心して暮らせる居住環境のもと、誰もが心身ともに健やかで働く喜びと生きがいを持ちながら、互いに助け合い、環境に配慮した生活を営む、人と地球にやさしい“くらし”。

そして、人と人とのきずなが生まれ、自然や歴史・文化とのふれあいの中で、真に心の豊かさを実感できる、そんなくらしです。

このように、市民が多彩な夢を実現し、ともにしあわせを実感できる活力あふれるまち、それが私たちがめざすまちの姿です。

## 3 施策の基本方針

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、めざすまちの姿の実現に向けた施策を進めます。

### (1) 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

すべての人々が、人として等しく尊重され、平等に社会参加できるよう、人権意識を高め、人権擁護のための支援を行います。また、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担える社会を形成します。

(2) 心がかよいあう市民生活の創出

市民が、安心して暮らせ、心がかよいあう生活を送れるよう、消防・救急救助体制の強化、交通安全の確保、消費生活の安定と向上などに努めるとともに、国内外との交流やふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

(3) 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

市民が、生涯を通して心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康づくりに取り組める体制を整備します。また、保健、医療、福祉分野の連携による総合的なサービスの提供を通して、高齢者や障害者はもとより、誰もが自分の能力を活かして社会参加できるための支援を行います。

(4) 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民が、将来にわたって豊かな環境の恵みを受けられるよう、大気汚染など公害の未然防止、かけがえのない地下水の保全と緑の育成、ごみの適正処理などを推進し、良好な生活環境を整えます。また、生態系の保全を図りながら、資源・エネルギーの再利用や有効利用を進め、自然と共生した環境負担の少ない社会を築きます。

(5) 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

市民の就業機会が広がり生活の経済基盤が安定するよう、商工、農林水産、観光など地場産業の生産性や付加価値を高めるとともに、広く情報、技術、人材などの交流を通して産業の高度化を進めます。さらに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジーなど、これからの時代の要請に対応した産業の育成や成長力のある企業の立地を図り、地域経済の新たな魅力と活力を生み出します。

(6) 安全で快適な都市基盤の整備

市民が、災害に強い安全なまちの中で、生活の利便性や快適さを享受できるよう、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの都市施設を環境に配慮しながら整備するとともに、秩序ある市街地の形成を進めます。また、誰もが利用しやすい交通体系や情報ネットワークを総合的に整備します。

(7) 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

市民が、豊かな個性や能力を育み、その力を十分に発揮して充実した人生を送れるよう、生涯を通していつでもどこでも学習やスポーツに参加でき、多彩な文化に親しめる機会を広げます。特に、次代を担う子どもたちに対しては、情報化、国際化など社会の変化に対応した学校教育の推進はもとより、家庭、学校、地域社会が一体となって、その健やかな成長を支えます。

4 まちづくりの重点的取り組み

施策の基本方針に基づきそれぞれの施策や事業を展開していく中で、“よかひと”、“よかまち”、“よからし”づくりに向け、その中心となる取り組みとして次の3つを掲げ重点的に進めます。

(1) “よかひと”を育む 「自立と共生の地域づくり」

まちづくりの原点は、人づくりです。そこに暮らす人々のあり方がまちの姿を決めるといっても過言ではありません。

これからの人づくりにおいては、すべての市民が自らの個性や能力を社会の中で十分に発揮できる環境を整備しながら、多様な価値観を認め合い互いに支えあう「自立と共生」の精神を社会全体で育てていかなければなりません。

そこで、“よかひと”を育むために、最も身近な地域社会において、「自立と共生」を基調としたコミュニティづくりを進めるとともに、特に本市の未来を担う子どもたちが、主体性ある人間として健やかに成長できるよう、地域ぐるみで支える体制をつくります。

具体的には、

- ① 心と社会のバリアフリーを基本としながら、地域住民と保健福祉センター等との連携など、地域の保健福祉機能の向上を図ります。
- ② 健康づくりや環境保全など身近な地域の課題について、住民自らが取り組み解決できるよう、住民自治やボランティア活動を促進します。
- ③ 自然や地域社会の中での子どもたちの多様な体験機会を増やします。

(2) “よかまち”を築く 「人々が集う森の都づくり」

まちの活力の源は、人と人との交流です。そして、そのまちにしかない魅力が人をひきつけ交流を促します。

地方分権が進み都市の独自性が一層重要になってくる中、九州の中央に位置する本市の特性を踏まえ、まちの魅力を創出しながら、より多くの人々に出会いと交流の場を提供することで、新たな活力を生み出していかなければなりません。

そこで、“よかまち”を築くために、「森の都」の趣を大切にしながら、伝統ある歴史や文化を活かして熊本の個性を引き出しています。また、交通基盤や集客機能の整備を進め、人々の多様な交流を促します。

具体的には、

- ① 本市のシンボルである熊本城の復元整備や緑の保全・育成に努め、市電の活用を図りながら、落ち着きとゆとりのあるまちの香りを大事に育みます。
- ② 九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、中心市街地の再開発や、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組みます。
- ③ 観光資源の整備開発などを進め、レジャーやコンベンションの機能を高めます。

(3) “よからし”を営む 「環境と調和した循環型社会づくり」

良好な環境は、人々が快適な暮らしを営むために欠かせないものです。特に、本市は、豊かな緑で囲まれ飲料水をすべて地下水で賄うなど自然環境に恵まれ、市民も環境保全に対する高い意識を持っています。

地球環境がかつてない危機に直面している今こそ、私たちは、大量生産・大量消費に支えられた今日の社会・経済の在り方そのものを見直し、日々の暮らしから環境に負荷をかけないものに変えていかなければなりません。

そこで、“よかくらし”を営むために、資源やエネルギーの浪費をなくすとともに、できる限り繰り返し使っていく循環を基調とした社会システムをつくります。

具体的には、

- ① 資源リサイクルを進め、個人の生活から都市活動に至るまでごみをできるだけ出さない仕組みに改めていきます。
- ② 公共交通機関や自転車の利用を促進し、太陽光など自然エネルギーの積極的な活用に努めます。
- ③ 水田や森林の保全、人工涵養などを通じて、自然の水循環機能を高めます。

## 5 構想を推進するために

本構想に掲げるまちづくりを推進するため、全ての施策や事業を進めるにあたり、次のことを基本とします。

### (1) 信頼される市政の運営

#### ア 開かれた市政の推進

運営の基準や経過など、行政の情報を積極的に公開するとともに、市民の声を市政に反映する仕組みを充実させ、市民と行政の相互理解に基づく開かれた市政を推進します。

#### イ 身近なサービス体制の充実

施設の配置や機能の見直し、多様な情報通信技術の活用など、市民がより身近な場所で必要なサービスを受けられる体制づくりを進めます。

### (2) 質の高い行政の推進

#### ア 行財政運営の効率化

情報化の推進や各分野の連携を強化するとともに、民間活力の導入なども視野に入れながら、簡素で効率的な行財政システムを築きます。

また、地方分権の進展に対応して自立した都市経営をめざし、政策立案機能の向上や自主財源の確保などに努めます。

#### イ 広域的対応と連携の強化

生活圏や経済圏の広がりに対応して、広域交通網の整備や環境保全、防災対策はもとより、あらゆる分野にわたり、県や近隣市町村との広域的な連携を進め、互いに機能を分担しながら都市圏の一体性を高めます。

### (3) 協働によるまちづくり

#### ア 主体的な市民活動の推進

活動拠点の整備、きめ細かな情報の提供、ネットワークづくり等、まちづくりの支援サービスを市民の身近な場所で提供するなど、市民の主体的なまちづくり活動を進めます。

#### イ 住民自治の仕組みづくり

行政と市民の役割を明確にし、「自らのまちは自ら創る」という住民自治の意識を高めるとともに、まちづくりの計画や公共施設の管理運営などに住民自治の仕組みをつくります。

## 9 行政改革

本市行政改革の取り組みは、平成7年5月熊本市行政改革推進本部を設置したことに始まり、8年9月の行政改革大綱及び9年5月の推進プログラムの策定によって本格化した。

具体的には、平成8年度から12年度までの5カ年間を取組期間とし、二大数値目標として、「50億円の経費改善」と「市民100人に1人の職員数」の実現を掲げるとともに、推進プログラムとした99の個別項目について、その達成を目指して取り組んできた。

しかしながら、地方分権や第5次熊本市総合計画など、時代の変化に対応できる行財政運営システムの確立を目指すとともに、事務事業の全般にわたって市民の視点に立った見直しを一層進めるため、平成12年10月に、行政改革大綱及び推進プログラムを改定し、平成12年度から16年度の5カ年間を取組期間とした、第二次行政改革をスタートさせたところである。そのため「更に、30億円の経費改善」と「職員6,500人体制の実現」という二つの数値目標を掲げるとともに、80項目の個別項目について、計画的・着実な実現を目指して、全庁を挙げた取り組みを進めているところである。

### (1) 経費改善への取組実績

(単位:百万円)

(第一次行革) ← → (第二次行革)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329
(1)廃止・縮小・統合		5	143	204	81
(2)簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242
(3)民間委託等の推進			197	290	6
(4)その他					
2 財政の健全化			1,040	1,677	2,079
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578
合 計	83	594	3,202	4,891	2,986

### (2) 職員数の推移

(単位:人)

(第一次行革) ← → (第二次行革)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
職員総数①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458
市民数②	650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969
職員一人あたり 市民数②÷①	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8

## 10 広 報

### (1) 広報組織

- ・市民の立場にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報連絡委員（課長補佐）並びに報道対応調整担当者（局政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

### (2) 広報刊行物

#### 「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 20～28頁 251,500部（平成13年4月号実績）

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

#### 「点字市政だより」（視覚障害者向け）

毎月1日発行 B5判 30頁 170部作成（郵送）

#### 「声の市政だより」（視覚障害者向け）

毎月1日発行 90分テープ 75本作成（郵送）

#### 「拡大版市政だより」（弱視者向け）

毎月1日発行 B4判 20～28頁 45部作成（郵送）

#### 「生活便利ブック」

年1回発行 A4版 60頁 20,000部

市の窓口業務や施設、制度などの紹介

#### 「まちがたり」

年1回発行 印刷部数 255,000部（市政だより折込、全戸配布）

市の重要施策の紹介

#### 「よかまち・くまもと」

年1回発行 印刷部数 10,000部

市の概要や魅力を紹介

### (3) テレビ・ラジオによる広報

#### テレビ広報

##### 「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間（年52回）

##### 「お元気ですか熊本市」

KAB・TV 毎月第1土曜日午後0時30分から15分間（年12回）

##### 「テレビ市政だより」

ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日主に午前8時、午後4時、9時から30分間（年1,098回）

#### テレビ特別番組

市の重要施策をテーマとした特別番組を適時放映

#### テレビスポット

市の施策や事業を適時放送

ラジオ広報

RKKラジオ 毎週月曜日「とんでるワイド・大田黒浩一のきょうも元気！」内午前9時30分から約2分間（年52回）

毎週月曜日「いじめ考えよう」内午後9時50分ごろ20秒間（年52回）

毎週金曜日「桂木まやのハイ！ホー！お昼です」内午後1時40分から2分間（年52回）

FM中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間（年52回）

主に毎週金曜日「ぶらりくまもとサウンドマップ」内午前7時48分から約1分間

（年80回）

毎週火・水・木曜日「アイ・ラブ・ウーマン」午後0時10分から約5分間（年157回）

くまもとシティエフエム

「おはようインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午前10時02分から15分間（年261回）

「こんばんはインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午後7時15分から15分間（年261回）

ラジオスポット

市の施策や事業を適時放送

(4) 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

(6) その他

「街角通信員制度」

目的 市民に地域の広報特派員として市の広報活動に参加してもらうことで、市政への親しみや理解を得ると共に市民参加の開かれた広報の展開を図る。

任期 1年 定員 10人

「行事予定表等の発行」

月報くまもと（毎月月末発行）

週報くまもと（毎週金曜日発行）

NEWS NEWS（毎日発行）

報道機関、市議会議員、各学校、各課に配布

「車両広報」

広報車（ぎんなん号、放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者）を通しての広報

市長記者会見

記者レクチャー（関係局部長などによる記者説明）

資料提供

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB  
時事通信・共同通信

## 11 市民交流サロン

「交流推進」「市政への提案」「市民相談」「情報提供」の4つを基軸に、「双方向の対話」の市政を進める市民への窓口として、平成7年4月に設置された。行政と市民あるいは市民相互の交流の中での様々な提案、意見を市政へ反映させるとともに、平成10年7月にサロン内にボランティア活動推進コーナーを、さらに平成13年7月から、熊本岩田屋8階にも熊本市ボランティア活動推進コーナーを設置し、ボランティアに関する情報収集・提供等の支援を行っている。

### (1) 交流推進事業

#### ア サロンdeトーク

市長をはじめ市幹部職員が曜日毎のローテーションを組み、サロン内で直接市民と懇談・対話の機会を持つ。

#### イ 市政懇談会

市長自らが地域に出向き、直接地域の市民と懇談し、市政に対する意見や提案等を幅広く聴くことにより、地域の状況を的確に把握し、地域の特性や実情に則した効率的な行政展開を図る。

#### ウ 出前市民交流サロン

市民交流サロンの職員が市内各地へ出向き、ボランティアグループ、公民館講座生や高校生等の様々な団体と交流する。

#### エ 市長への手紙

市民の声を市政に反映させるため、提案や要望、熊本市の将来像などを手紙形式で市長へ提案してもらう。

#### オ わたしの提言・サロン通信

インターネット、FAX通信を活用し、迅速、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、対応する。

#### カ 市政に関する市民意識調査

行政運営のための基礎となる市民の意識を把握するために、その時々にあったテーマ並びに継続的な項目を基に調査を行い、その結果を関係部局へ還元している。

#### キ 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。



① 各局別の市政相談件数

区分 局	受付件数	事業別件数								
		わたしの提言	市民の声	出前市民交流サロン	市長への手紙	市政懇談会	モニター通信	サロン通信	ヤングモニター通信	サロndeトーク
市長室	0									
企画調整局	28	24		1	3					
総務局	42	12	8	3	15	2				2
市民生活局	57	16	11	6	18	4			1	1
健康福祉局	68	15	17	3	29	4				
環境保全局	53	9	8	20	12	1	1		1	1
経済振興局	15	5	3	2	5					
都市整備局	45	15	13	3	13	1				
建設局	58	6	28	3	18	3				
交通局	27	12	2	3	10					
教育委員会	30	14	2	2	8	4				
消防局	3	1	1			1				
水道局	2				2					
市民病院	1		1							
その他の市政	83	54	8	5	12	1		1	2	
国	4	1	2				1			
県	14	2	7	1	3				1	
その他民事	92	59	16		17					
計	622	245	127	52	165	21	2	1	5	4

② 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				8	9	10	11	12
一般相談	㊸～㊹ 8:30～17:00	市職員	家庭・相隣・生活問題など	6,684	6,041	6,321	5,423	6,239

③ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				8	9	10	11	12
税務相談	㊸ 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	225	199	188	184	170
人権相談	㊸ 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	99	121	98	85	69
登記相談	㊸ 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	545	529	568	476	537
法律相談	㊸・㊹・㊺ 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	777	1,106	1,130	1,191	1,183
サラ金相談	㊸～㊹ 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	1,142	1,148	1,500	1,557	1,396
民事介入暴力相談	㊸ 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関する事	58	49	53	60	58

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から市民交流サロンで電話にて予約受付。

## (2) サロン活用事業

### ア 市政モニター制度（市政ヤングモニター）

市内全小学校校区に計80名のモニターを2年の任期で委嘱し、市政に関するいろいろな意見を組織的に聴くことにより、市民の声を市政に反映させる。

市政ヤングモニターは20歳代から30歳代の青年層20名を、1年の任期で委嘱している。

### イ ランチタイム・サロン

昼休みの時間を利用してジャズ、童謡等のコンサートを開催し、市民へ憩いとふれあいのひとときを提供している。

### ウ 情報・展示コーナー

市政や各種イベント情報のパンフレット等を提供するほか、熊本の歴史、レジャーや暮らしなどの書籍を備え、閲覧に供している。

## (3) ボランティア活動推進事業

平成13年7月熊本市ボランティア活動推進コーナーを熊本岩田屋8階に設置し、市民交流サロン内ボランティア活動推進コーナーと共に、下記の事業を実施している。

### ア 情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

### イ 登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

### ウ 相 談

ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

### エ 交流の場の提供

ボランティアが気軽に集い、交流・作業できる場を提供する。